

業 務 請 負 契 約 書

請 負 業 務 名	山形県警察警備艇「はぐる」点検整備（機関解放検査等整備を含む。）業務
履 行 場 所	
工 期	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
請 負 代 金 額	¥ [内訳 請 負 代 金 ¥ 取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥]
契 約 保 証 金	¥

上記の業務について、発注者と受注者とは、各々対等な立場における合意に基づいて、別紙契約条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
 本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 所在地 山形県酒田市上安町一丁目1番地の1
 氏 名 山形県酒田警察署長 小川 広治 印

受注者 住所又は所在地
 氏名又は名称
 及び代表者氏名 印

山形県警察警備艇「はぐろ」点検整備（機関解放検査等整備を含む。）業務

（総則）

- 第1条 山形県知事又はその委任を受けた者（以下「発注者」という。）及び受注者（以下「受注者」という。）は、山形県警察警備艇「はぐろ」点検整備（機関解放検査等整備を含む。）業務請負契約書（以下「契約書」という。）記載の業務に関し、この契約条項（契約書を含む。以下同じ。）及び別添仕様書に基づき、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務を契約書記載の工期内に完成し、業務目的物を発注者の指定する場所において、発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
 - 3 仮設、施工方法その他業務を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約条項及び仕様書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定めるものとする。

（秘密の保持等）

- 第2条 受注者は、この契約の履行に関し直接又は間接に知り得た秘密を外部へ漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（契約保証金）

- 第3条 受注者が発注者に納付しなければならない契約保証金の額は、請負契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上とする。ただし、履行保証保険契約を締結したとき、若しくは過去2か年間に国又は地方公共団体と本契約の業務と種類、規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、これらすべてを誠実に履行した実績が認められる場合は、納付を免除する。

（工程表及び請負代金額内訳書）

- 第4条 受注者は、この契約締結後7日以内に設計書に基づき「工程表」（別記様式第1号）を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 受注者は、発注者が必要と認めるときは、設計書等に基づき請負代金額内訳書を作成して発注者に提出しなければならない。

（適正な労働条件の確保）

- 第5条 受注者は、労働関係法令を遵守し、適正な労働条件で業務従事者を雇用しなければならない。

（監督職員）

- 第6条 発注者は、監督職員を置いたときは、「監督職員指定（変更）通知書」（別記様式第2号）により、その職及び氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。
- 2 監督職員は、次に掲げる権限を有する。
 - (1) 契約の履行について、受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - (2) 仕様書に基づく業務の工程の管理、立会い、整備の施工状況の確認

（現場代理人及び主任技術者）

- 第7条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて整備現場に起き、これらの者と受注者との雇用関係を確認することができる書類を添付した「現場代理人等指定（変更）通知書」（別記様式第3号）により、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。
- (1) 現場代理人
 - (2) 主任技術者
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、業務の現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
 - 3 受注者は、前項の規定に関わらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
 - 4 現場代理人及び主任技術者は、これを兼ねることができる。

(契約内容の変更等)

第8条 発注者は、必要がある場合には、契約の内容を変更し、又は一時中断することができる。この場合において、請負金額又は工期（履行期限）を変更する必要がある場合は、発注者、受注者協議して書面によりこれを定めるものとする。

(不可抗力による損害)

第9条 受注者は、天災、その他不可抗力により、受注者の責に帰すことができない事由のために工期内に業務を完成することができない場合は、その理由を明示した「工期延長承認申請書」により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 前項の工期の延長日数は、工期延長承認申請書の内容により発注者が定め、第22条の規定による違約金は徴収しないものとする。

(危険負担)

第10条 受注者は、第18条第4項に規定する引渡しまでに生じた損害で、発注者、受注者双方の責に帰することのできないものは、すべて受注者の負担とする。

(事故発生のお知らせ)

第11条 受注者は、業務の処理に関し事故が生じたときは、直ちに発注者に対し通知するとともに、遅滞なくその状況を書面をもって発注者に報告しなければならない。

(監督及び指示並びに調査及び報告)

第12条 受注者は、この契約に基づく業務の実施について、発注者の監督及び指示に従わなければならない。

2 発注者は、必要があるときは、受注者に対し業務の実施状況について実地に調査し、又は報告を求めることができる。

(損害賠償)

第13条 受注者は、業務の処理に関し、故意又は過失により、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定による賠償額は、発注者、受注者協議により定めるものとする。

(権利及び義務の譲渡禁止)

第14条 受注者は、この契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第15条 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ業務の一部の再委託について書面により発注者の承認を得た場合、又は発注者が軽微なものと判断した業務の一部を再委託する場合は、この限りではない。

(契約の解除)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、又は違反するおそれがあると認めるとき。
- (2) この契約の履行について、不正の行為があったとき。
- (3) 正当な理由がなく、この契約の履行を怠ったとき。
- (4) 故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。
- (5) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる

とき。

- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 発注者は、業務が完成するまでの間は、前項及び第17条第1項に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。
 - 3 第1項第1号から第3号まで又は第5号の規定によりこの契約を解除する場合には、契約保証金は、発注者に帰属するものとする。ただし、契約保証金が免除されている場合には、受注者は、発注者に対し解除違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を納付しなければならない。
 - 4 第1項第4号の規定によりこの契約を解除する場合には、受注者は、発注者に与えた損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、発注者、受注者協議して定める。
 - 5 発注者は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により受注者に通知するものとする。

（談合等に係る契約解除及び賠償）

第17条 前条に定める場合のほか、発注者は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟をいう。以下この条において同じ。）を提起しなかったとき。
 - (2) 受注者が独占禁止法第7条の2第1項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項若しくは第2項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。
 - (3) 受注者が前2号に規定する抗告訴訟を提起し、当該抗告訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。
 - (4) 受注者（法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第4条の規定による刑に処せられたとき。
- 2 受注者は、この契約に関して前項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、発注者が特に認める場合は、この限りでない。
 - 3 この契約の履行後に、受注者が第1項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合についても、前項と同様とする。
 - 4 第2項の規定は、同項の規定に該当する原因となった違反行為により発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超える部分に相当する額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（検査及び引渡し）

第18条 受注者は、整備が完了したときは、遅滞なく「完成通知書」（別記様式第4号）により発注者に通知しなければならない。完成通知書には、「完成写真」及び「整備写真」を添付するものとする。

- 2 発注者が検査を行う者として定めた職員は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに受注者の立会いの上、仕様書に定めるところにより業務の完成を確認するための検査を行い、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の検査の結果、発注者から検査合格の通知を受けたときは、「業務目的物引渡書」（別記様式第5号）により、速やかに引渡しを申し出なければならない。

- 4 発注者は、受注者から前項の申出があったときは、速やかに当該業務目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該業務目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに補修して発注者の再検査を受けなければならない。この場合には、再検査の合格をもって業務の完了と見なし、第3項から第5項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

第19条 受注者は、前条第2項の規定による検査に合格したときは、発注者に対して請負代金の請求書を提出するものとする。

- 2 発注者は、前項の規定による適法な請求があったときは、その日から起算して30日以内に請負代金を受注者に支払うものとする。

(遅延利息)

第20条 受注者は、発注者の責めに帰する理由により前条第2項の規定による契約金額等の支払が遅れた場合においては、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるときは、発注者はこれを支払わないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(発注者の履行追完請求権等)

第21条 業務目的物がこの契約の内容に適合しないときは、発注者は、その不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知した上で、当該不適合を理由として、履行の追完の請求、請負代金の減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

(履行遅滞違約金)

第22条 受注者がその責めに帰すべき事由によって、契約書記載の工期内に業務を完成することができないときは、発注者は、受注者から違約金を請求することができる。

- 2 前項の違約金の額は、請負代金から出来型部分に相当する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。
- 3 前項までに規定する違約金の徴収は、請負代金額から控除する方法により行うものとする。

(裁判管轄合意)

第23条 この契約に関して生じた発注者、受注者間の紛争については、発注者の所在地の裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義についての協議)

第24条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ、発注者、受注者協議して定めるものとする。

工 程 表

受注者名

業務名 山形県警察警備艇「はぐろ」点検整備（機関解放検査整備等を含む。）業務

項 目	年 月 日			年 月 日			年 月 日			年 月 日		
	5	10	25	5	10	25	5	10	25	5	10	25

監督職員指定(変更)通知書	
令和 年 月 日	
様	
山形県酒田警察署長 小川 広治 印	
下記のとおり監督職員を指定(変更)しましたので通知します。	
記	
請負業務名	山形県警察警備艇「はぐろ」点検整備（機関解放検査等整備を含む。） 業務
履行場所	
監督職員	職 氏 名
各監督職員の 権限の内容	

備考 「各監督職員の権限の内容」の欄は、複数の監督職員を指定した場合に、それらのそれぞれの権限を記載すること

様式第3号

現場代理人等指定（変更）通知書			
令和 年 月 日			
山形県酒田警察署長 殿			
受注者			
住所又は所在地			
氏名又は名称及び代表者氏名			
印			
下記のとおり現場代理人等を指定（変更）したので通知します。			
記			
業 務 名	山形県警察警備艇「はぐろ」点検整備（機関解放検査等整備を含む。）業務		
業 務 場 所			
現 場 代 理 人		専 門 技 術 者	
氏 名		氏 名	
生年月日		生年月日	
主任技術者、監理技術者			
氏 名		資格名・合格番号	監理技術者資格者証交付番号
生年月日			
委任除外事項			

- 備考
- 1 氏名には、フリガナを付すこと。
 - 2 主任技術者、監理技術者は、該当する技術者を○で囲むこと。
 - 3 「委任除外事項」の欄には、受注者の権限のうち、現場代理人等に委任しないものがある場合に、その内容を記載すること。
 - 4 建設業法上の営業所の専任技術者でない者を記載すること。
 - 5 現場代理人及び主任技術者と受注者との雇用関係が確認できる書類（健康保険被保険者証等の写し）を添付すること。

完 成 通 知 書	
令和 年 月 日	
山形県酒田警察署長 殿	
受注者 住所又は所在地 氏名又は名称及び代表者氏名 印	
下記の業務が完成したので通知します。 記	
請 負 業 務 名	山形県警察警備艇「はぐろ」点検整備（機関解放検査等整備を含む。） 業務
履 行 場 所	
請 負 代 金 額	¥ 円
工 期	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
業務完了の年月日	令和 年 月 日
検 査 年 月 日	※ 令和 年 月 日
検 査 職 員（者）	※ 職 氏名
摘 要	

- 備考 1 本書は、正副2通提出すること。
 2 ※印のついている欄は、記入しないこと。
 3 発注者は、検査の完了後、検査の結果を記載した本書の副本を、受注者に交付するものとする。

業 務 目 的 物 引 渡 書	
令和 年 月 日	
<p>山形県酒田警察署長 殿</p> <p style="text-align: center;">受注者</p> <p style="text-align: center;">住所又は所在地</p> <p style="text-align: center;">氏名又は名称及び代表者氏名 印</p> <p>下記の業務の目的物を引渡します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
請 負 業 務 名	山形県警察警備艇「はぐろ」点検整備（機関解放検査等整備を含む。） 業務
履 行 場 所	
請 負 代 金 額	¥ 円
工 期	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
業務完了年月日	令和 年 月 日
<p>上記の業務の目的物を引受けました。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">山形県酒田警察署長 小川 広治 印</p>	

- 備考 1 本書は、正副2通提出すること。
- 2 発注者は、目的物の引渡が完了した時は、その旨を示した本書の副本を、受注者に交付するものとする。